

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市男女共同参画推進条例の改正（案）

意見募集期間

平成30年（2018年）

10月22日（月）～11月12日（月）

平成30年（2018年）10月

横須賀市男女共同参画審議会

問い合わせ先：市民部 人権・男女共同参画課
電話 046-822-8228（直通）

パブリック・コメント手続きについて

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続きをいたします。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

<目次>

- 意見の提出方法 1
- 横須賀市男女共同参画推進条例改正（案）の概要 2
- 今後のスケジュール（予定） 15

<参照>

- 骨子案を反映させた場合の横須賀市男女共同参画推進条例改正素案（審議会案）イメージ 16

意見の提出方法

1 提出期間 平成30年（2018年）10月22日（月）から11月12日（月）まで

2 あて先 市民部人権・男女共同参画課（男女共同参画係）

3 提出方法

●書式は特に定めていません。

●件名は 横須賀市男女共同参画推進条例改正（案）について としてください。

●住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税の義務のある場合）納税義務のあることを証する事項

（4）（本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

●次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・市民部人権・男女共同参画課（横須賀市役所2号館2階11番窓口）
- ・デュオよこすか（総合福祉会館5階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市 市民部 人権・男女共同参画課 あて

（3）ファクシミリ

046-822-4500

（4）電子メール

we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

4 問い合わせ先

市民部 人権・男女共同参画課 男女共同参画係

電話番号 046-822-8228

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集終了後すみやかに公表いたします。

横須賀市男女共同参画推進条例改正（案）の概要

1 概要

（1）横須賀市男女共同参画推進条例とは

誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野において共に活躍することができ、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる社会を実現することを目的とした条例です。

（2）改正の主な目的

本市の男女共同参画については、平成 13 年 12 月に制定された本条例や男女共同参画プランの策定により総合的かつ計画的に各施策を推進してきました。

そして、この度策定した第 5 次男女共同参画プラン策定の検討に際して、男女共同参画審議会において「男女だけでなく、性的な多様性の存在について課題に入れてもよいのではないか」との意見を受け、平成 28 年度に実施したアンケート調査（対象者：市民、市職員、高校生）では性的マイノリティに関する設問を設けました。

実施したアンケート調査のうち、市民を対象とした調査では、性的マイノリティの方々が生活しやすくなるための必要な対応策として「法律的に性的マイノリティの方々に対する偏見や差別解消への取り組みを明記する」との回答が最も多く選ばれる結果となりました。

そして、これらの流れを受け、この度策定した第 5 次男女共同参画プランにおいて、性的マイノリティに対する理解促進と支援に関する事業を施策のひとつとして位置付けています。

本市では、多様な性のあり方が問われている社会情勢を背景に、性的マイノリティに対する理解促進と支援の重要性を明確に示すことにより、その取り組みを確実にすすめる、男女共同参画と多様な性の尊重を実現するために、その根拠となる本条例の改正を行うものです。

また、併せて、利用状況等を勘案し、デュオよこすかの使用時間等について改めることとします。

この度のパブリック・コメント手続は、横須賀市男女共同参画推進条例改正（案）の骨子の内容について、この改正の要点、概要や考え方等に対して御意見を伺うものです。

(3) 横須賀市男女共同参画推進条例改正（案）の骨子の内容について

① 条例名称について

- ・ 今回の条例改正の主な趣旨である多様な性の尊重について、条例のなかに明記することを明確に市民や事業者等に示すため、名称を改めることとします。

現行条例	骨子案
横須賀市男女共同参画推進条例	○横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例

② 前文について

- ・ 現行の条文を基本としながら、今回の改正に至った理由、意義、背景としての社会状況について、わかりやすく説明するため、改めることとします。
- ・ 多様な性を尊重する必要性について明記します。また、男女に限定した表現について、性的指向、性自認等と具体的に性のありようを明記することで、性が多様であることを明確に示します。
- ・ 男女共同参画及び多様な性の尊重を推進するにあたっての教育の重要性に鑑み、本条例を推進する主体として「教育関係者」を加えます。
- ・ 「事業者」については、形態が多様化している現在の社会状況に照らし合わせ、対象が営利企業に限らず、非営利活動法人（NPO）なども含まれることを明確にするため、「事業者等」と改めます。
- ・ 前文の最後に、横須賀市が今回の改正において目指す社会像について、改めて明記します。

現行条例	骨子案
<p><u>男女が共に喜びと責任を分かち合い、生き生きと暮らせる平和な社会を実現することはすべての人々の願いであり、職場、学校、地域その他のあらゆる場で共に活躍することができること及び子育て、介護については<u>家族を構成する男女が互いに協力し、社会全体として担うこと</u>が、成熟した豊かな21世紀の社会を創るための最重要課題といえます。</u></p>	<p>○性別、性的指向、性自認等にかかわらず、すべての人が生きる喜びと責任を分かち合い、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場で共に活躍することができる社会、及び子育てや介護等が人びとの多様な価値観と生き方の中で享受、分担され、それを支える制度的な環境が整えられている社会の実現は、成熟した豊かな21世紀の社会を創るための最重要課題といえます。</p>

現行条例	骨子案
<p>本市では、横須賀市基本計画の中に男女共同参画の形成を位置づけ、性別格差の解消や対等な参画機会の確保に向け多くの取組みを続けてきました。</p> <p>しかし、いまなお性別によって役割を分ける慣行や、それを助長する制度の存在は、実質的な男女の平等を<u>大きく妨げております</u>。横須賀市を構成する、<u>市、市民及び事業者は、これを早急に改善すべき問題として認識し、協働して、あらゆる手立てを講じていく必要があります</u>。</p> <p><u>一方、地方分権が進む中、市は必要なことは自らの条例で定め、市民と共に真の住民自治を実現していくことが求められています</u>。</p> <p><u>こうした状況を踏まえ、本市では、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野における活動に男女が協力し、互いに個性と能力を發揮し、その利益を享受できる社会を実現するために、この条例を制定するものです</u>。</p>	<p>○今なお性別によって役割を分ける慣行や意識、それを助長する制度は残存し続け、実質的な男女の平等を阻んでいる現実があります。</p> <p>○近年では、「性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見の解消」に向けた取組みを求める声が強まっています。それは性別を男女軸だけで考えることを当然視してきた社会に対する、生き難さを抱えてきた当事者たちからの切実な要求です。</p> <p>○市を構成する、市、市民、教育関係者及び事業者等は、このことの意味と課題の重要性を深く認識し、協働して、あらゆる手立てを講じ、その解決・実現に向けた努力をしていくことが問われています。</p> <p>○市は、男女共同参画推進に託された現代的課題の重要性に鑑み「性別等による偏りのない社会」「誰もが活躍できる社会」「誰も孤立させない社会」の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。</p>

②目的について（第1条関係）

- ・男女共同参画及び多様な性の尊重を推進するにあたっての教育の重要性に鑑み、本条例を推進する主体として「教育関係者」を加えます。
- ・「事業者」については、形態が多様化している現在の社会状況に照らし合わせ、対象が営利企業に限らず、非営利活動法人（NPO）なども含まれることを明確にするため、「事業者等」と改めます。
- ・「だれもが」については、「全ての人が」に改めます。
- ・性的指向、性自認等と具体的に性のありようを明記することで、性が多様であることを示します。

現行条例	骨子案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念、責務、市が実施する施策の基本的な事項等を定め、市、市民及び事業者が協働し、男女共同参画の着実な推進を図り、もって、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、家庭生活及び地域生活並びに職業生活において、主体的に行動できる社会を形成することに寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>○この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念、責務、市が実施する施策の基本的な事項等を定め、市、市民、教育関係者、事業者等が協働して、男女共同参画の着実な推進を図ることを目的としています。</p> <p>○この条例は、全ての人々が性別、性的指向、性自認等にかかわらず個人として尊重され、家庭・地域・学校・職業生活など社会のあらゆる分野における活動において、主体的に行動できる社会を形成することに寄与することを目的としています。</p>

③定義について（第2条関係）

- ・条例中で用いている普段使用しない用語やなじみが薄い用語について、誰にでも理解できるよう、用語の内容について定義します。
- ・男女共同参画の定義について、「男女」との表現については、今回の改正の趣旨に従い、「全ての人々が」に改めます。
- ・男女共同参画の定義について、「性別にかかわらず」との表現については、多様な性のありようを示すため、「性別、性的指向、性自認等にかかわらず」に改めます。
- ・男女共同参画の定義について、「利益を享受し、かつ、共に責任を負うことをいう。」との表現については、個人の責任を問うものではなく、社会全体で担う必要があることを明確にするため、改めます。
- ・生物学的な性別に加えて、男女共同参画の課題である「社会的文化的に形成された性別（ジェンダー）」が存在することを示すため、新たに「性別」について定義します。
- ・性のありようのひとつとして条例に明記するため、新たに「性的指向」「性自認」について定義します。
- ・条文中に、性のありようをまとめて表現する箇所があるため、新たに「性別等」について定義します。
- ・男女共同参画及び多様な性の尊重を推進するにあたっての教育の重要性に鑑み、

本条例を推進する主体として位置付けるため、新たに「教育関係者」について定義します。

- ・「事業者」について、形態が多様化している現在の社会状況に照らし合わせ、対象が営利企業に限らず、非営利活動法人（NPO）なども含まれることを明確にするため、「事業者等」と改めます。

- ・「暴力」について、あらゆる性にも起こりうる問題であることに配慮し、わかりやすく表現を改めます。

現行条例	骨子案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 <u>男女が性別にかかわらず</u> 個人として尊重され、家庭生活及び地域生活並びに職業生活において対等に参画し、<u>並びに個性及び能力を発揮し、それらの利益を享受し、かつ、共に責任を負うことをいう。</u></p> <p>(2) <u>事業者</u> 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体をいう。</p> <p>(3) 協働 <u>市、市民及び事業者</u>が、共通の目標を達成するために、継続的で対等な協力関係を形成し、それぞれが単独で行うよりもよい効果をあげるように、能力、情報等を提供し合うことをいう。</p> <p>(4) 暴力 <u>ドメスティック・バイオレンス(夫婦、恋人等の親密な関係並びに離婚をし、又は婚姻が取り消された後の関係及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入った後の関係において行われる身体的、精神的、経済的等の強制)、セクシュアル・ハラスメント(相手が望まない性的言動により、不利益を与え、又は生活環境を害すること)、強かん、ストーカー行為、</u></p>	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画」とは、全ての人が、性別、性的指向、性自認等にかかわらず個人として尊重されることや、家庭・地域・学校・職業生活など社会のあらゆる分野における活動において、対等に参画し、その個性及び能力を発揮することを言います。 ○「性別」とは、生物学的な性別（雄雌の区分・セックス）及びそれに対する「社会的文化的に形成された性別（ジェンダー）」を示す概念のことを言います。 ○「性的指向」とは、異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の、人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念のことを言います。 ○「性自認」とは、自分が女性または男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識のことを言います。 ○「性別等」とは、性別、性的指向、性自認等のことを言います。 ○「教育関係者」とは、横須賀市内において学校教育、社会教育、その他あらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体のことを言います。

現行条例	骨子案
<p><u>放置、無視等の心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「事業者等」とは、営利活動法人・非営利活動法人にかかわらず、横須賀市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体のことを言います。 ○「協働」とは、横須賀市、市民、教育関係者及び事業者等が、共通の目標を達成するために、継続的で対等な協力関係を形成し、それぞれが単独で行うよりもよい効果をあげるように、能力、情報等を提供し合うことを言います。 ○「暴力」とは、性別等に基づく暴力行為のことで、身体に対する直接的な暴力、及び身体的、精神的、経済的、性的虐待やネグレクト等心身に有害な影響を及ぼす行為のことを言います。 ○性別等に基づく暴力行為の現れとして、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等が挙げられます。 ○ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為のことを言います。 ○セクシュアル・ハラスメントとは、相手が望まない性的な言動により、相手に不利益を与え、又は相手の生活環境を害することを言います。

④基本理念について（第3条関係）

・男女共同参画及び多様な性の尊重を推進するにあたっての教育の重要性に鑑み、本条例を推進する主体として「教育関係者」を加えます。

・「事業者」については、形態が多様化している現在の社会状況に照らし合わせ、対象が営利企業に限らず、非営利活動法人（NPO）なども含まれることを明確にするため、「事業者等」とします。

- ・「何人も」については、「全ての人」に改めます。
- ・第1号、第2号については、「性別」との文言について、多様な性のありようを示すため「性別等」に改めます。
- ・第4号については、「男女」との表現については、今回の改正の趣旨に従い、「全ての人」に改めます。
- ・「責任及び役割を対等に果たす」との表現については、個人の責任を問うものではなく、社会全体で担う必要があることを明確にするため、改めます。
- ・個人の性的指向、性自認等について、公表する・しないの選択は個人に委ねられ、他者から公表を強制、又は禁止されてはならないことを示します。併せて、他者についても、本人の意思に反して公表する権利（いわゆるアウティングの権利）はないことも、含まれるものとします。
- ・いわゆる「リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」[※]の視点に立った取り組みが重要となってくることについて、新たに規定します。

※1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念で、一般的に「性と生殖に関する健康と権利」とされている。全ての人、自分たちの子どもの数、出産の間隔、及び時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を持つことを意味する。特に、女性等が子ども期、成人期、高齢期に至る各ライフステージにおいて健康な生活を営むためには、結婚をする・しない又は、出産をする・しない等について自分らしい生き方を選択できるよう、必要な情報が得られるよう社会の理解と支援が必要であると考えられている。また、生涯を通じて誰もが健康でいきいき暮らしていくためには、男女の身体的性差を十分に理解しあい、お互いの人権を尊重しつつ、自分自身の健康についても積極的に関心を持つことで、自らのこころと身体の両面で健康保持、増進を図っていくことが重要であると考えられている。

現行条例	骨子案
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を実現するために、協働して男女共同参画を推進するものとする。</p> <p>(1) 何人も、性別にかかわらず個人として尊重され、いかなる場合においても暴力及び不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方が選択できること。</p> <p>(2) 何人も、性別にかかわらず社会の構成員</p>	<p>(基本理念)</p> <p>○市、市民、教育関係者及び事業者等は、協働して男女共同参画を推進することとします。</p> <p>○全ての人、性別等にかかわらず個人として尊重され、いかなる場合においても暴力や不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方が選択できることとします。</p> <p>○全ての人、性別等にかかわらず社会の構成員として、市の施策及び社会のあらゆる分野</p>

現行条例	骨子案
<p>として、市の施策及び社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。</p> <p>(3) <u>何人も</u>、性別による固定的な役割分担を助長するような制度及び慣行をなくすように努力すること。</p> <p>(4) <u>家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における責任及び役割を対等に果たすことができること。</u></p>	<p>に置ける方針の立案や決定に参画する機会が確保されることとします。</p> <p>○全ての人、性別による固定的な役割分担を助長するような制度や慣行をなくすように努力することとします。</p> <p>○全ての人、互いに協力し、社会の支援のもとに、家庭・地域・学校・職業生活など社会のあらゆる分野における活動において、調和のとれた生活を営むことができることとします。</p> <p>○性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されることとします。</p> <p>○全ての人、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができることとします。</p>

⑤市の責務について（第4条関係）

- ・男女共同参画及び多様な性の尊重を推進するにあたっての教育の重要性に鑑み、本条例を推進する主体として「教育関係者」を加えます。
- ・「事業者」については、形態が多様化している現在の社会状況に照らし合わせ、対象が営利企業に限らず、非営利活動法人（NPO）なども含まれることを明確にするため、「事業者等」に改めます。

現行条例	骨子案
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 1、2 (略)</p> <p>3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、<u>市民及び事業者</u>と協働するとともに、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(市の責務)</p> <p>○市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者等と協働するとともに、国や他の地方公共団体と連携するよう努めることとします。</p>

⑥市民の責務について（第5条関係）

- ・男女共同参画及び多様な性の尊重を推進するにあたっての教育の重要性に鑑み、本条例を推進する主体として「教育関係者」を加えます。
- ・「事業者」については、形態が多様化している現在の社会状況に照らし合わせ、対象が営利企業に限らず、非営利活動法人（NPO）なども含まれることを明確にするため、「事業者等」と改めます。

現行条例	骨子案
<p>（市民の責務）</p> <p>第5条 1（略）</p> <p>2 市民は、男女共同参画の推進に関する施策に係る市の意思決定過程に参画し、その推進の担い手として、<u>市及び事業者</u>と協働するよう努めなければならない。</p>	<p>（市民の責務）</p> <p>○市民は、男女共同参画の推進に関する施策に係る市の意思決定過程に参画し、その推進の担い手として、市、教育関係者、事業者等と協働するよう努めることとします。</p>

⑦教育関係者の責務について（新規）

- ・男女共同参画及び多様な性の尊重を推進するにあたっての教育の重要性に鑑み、本条例を推進する主体として「教育関係者」を加え、新たにその責務を定めることとします。

現行条例	骨子案
	<p>（教育関係者の責務）</p> <p>○教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、教育を行うよう努めることとします。</p> <p>○教育関係者は、横須賀市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めることとします。</p>

⑧事業者の責務について（第6条関係）

- ・「事業者」については、形態が多様化している現在の社会状況に照らし合わせ、対象が営利企業に限らず、非営利活動法人（NPO）なども含まれることを明確にするため、「事業者等」と改めます。

・就労希望者に対する戸籍上の性別に捉われない評価・採用への配慮を新たに明記します。

・就労者に対する教育の重要性と事業活動における就業者や顧客への配慮の必要性について新たに明記します。

現行条例	骨子案
<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、就労者に男女の差別的な取扱いをすることなく能力を発揮するための機会を確保し、事実上の不利益な取扱いをせず、その成果に対し適正な処遇を与えるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、就労者が個々の能力を十分発揮できるよう、子育て、介護等の家庭生活及び地域生活並びに仕事を両立できる環境整備に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、男女共同参画推進の取組状況について、市の求めに応じ、報告するものとする。</p>	<p>(事業者等の責務)</p> <p>○事業者等は、就労者（就労希望者を含む）に対し、戸籍上の性別にとらわれない評価・採用を含む性別等による差別的な取扱いをすることなく、全ての人が能力を発揮するための機会を確保し、その成果に対し適正な処遇を与えるよう努めることとします。</p> <p>○事業者等は、就労者が個々の能力を十分発揮できるよう、子育て、介護等の家庭生活、地域生活や仕事を両立できる環境整備に努めることとします。</p> <p>○事業者等は、基本理念を踏まえ、就労者に対する教育に努めることとします。また、その事業活動や事業運営において、男女共同参画の推進に向けた必要な措置を講ずるよう努めることとします。</p> <p>○事業者等は、男女共同参画推進の取組状況について、市の求めに応じて、報告するものとします。</p>

⑨性別による人権侵害の禁止について（第7条関係）

・「何人も」については、「全ての人が」に改めます。

・「男女の」との表現については、今回の改正の趣旨に沿い、多様な性のありようを表すため、「性別等による」に改めます。

現行条例	骨子案
<p>(性別による人権侵害の禁止)</p> <p>第7条 <u>何人も</u>、いかなる場合においても、<u>男女の差別的な取扱い及び暴力による人権侵害</u>を行ってはならない。</p>	<p>(性別等による人権侵害の禁止)</p> <p>○全ての人は、いかなる場合においても、性別等による差別的な取扱いや暴力による人権侵害を行ってはならないこととします。</p>

⑩基本的施策について（第8条関係）

- ・第1号について、「男女」との表現については、今回の改正の趣旨に沿い、男女に限らない多様な性のありようを表すため「全ての人が」に改めます。
- ・第5号について、男女共同参画及び多様な性の尊重を推進するにあたっての教育の重要性に鑑み、本条例を推進する主体として「教育関係者」を加えます。
- ・第5号について、「事業者」については、形態が多様化している現在の社会状況に照らし合わせ、対象が営利企業に限らず、非営利活動法人（NPO）なども含まれることを明確にするため、「事業者等」とします。
- ・政策・方針の決定過程において、性別等にかかわらず平等に参画する機会が確保されるよう、また、そのための管理職等の指導的地位を誰もが目指していけるような仕組みづくりの必要性を鑑み、積極的改善措置、いわゆるポジティブ・アクションについて新たに明記します。

現行条例	骨子案
<p>(基本的施策)</p> <p>第8条 市は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる基本的施策を行うものとする。</p> <p>(1) <u>男女が相互に協力し、子育て、介護等の家庭生活及び地域生活並びに職業生活の両立</u>ができるよう必要な支援に努めること。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>市民及び事業者</u>に対し、男女共同参画の推進を阻害する、性別による固定的な役割分担を助長し、及び暴力を容認する表現を用いないよう理解及び協力を求めていくこと。</p>	<p>(基本的施策)</p> <p>○全ての人が相互に協力し、家庭・地域・学校・職業生活など社会のあらゆる分野における活動において、調和がとれるよう必要な支援に努めることとします。</p> <p>○市民、教育関係者、事業者等に対して、男女共同参画の推進を阻害するような、性別による固定的な役割分担を助長したり、暴力を容認する表現を用いないよう、理解及び協力を求めていくこととします。</p> <p>○市は、自ら率先して男女共同参画を推進し、その取組経過を公表することで、事業者等のモデルとなるよう努めることとします。</p>

現行条例	骨子案
<p>(6) (略)</p> <p>(7) 市は、自ら率先して男女共同参画を推進し、及びその取組経過を公表することで、事業者のモデルとなるよう努めること。</p>	<p>○市は、性別による固定的な役割分担の意識があると認める場合、又は性別等を起因とする理由により参画する機会が妨げられていると認める場合においては、積極的改善措置を講ずるよう努めることとします。</p>

⑪基本計画の策定について（第9条関係）

・審議会の名称については、今回の主な改正理由である多様な性の尊重についても審議会の審議対象となることを明確に示すため、改めることとします。

現行条例	骨子案
<p>(基本計画の策定)</p> <p>第9条 1 (略)</p> <p>2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、第23条第1項に規定する横須賀市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。</p> <p>3、4 (略)</p>	<p>(基本計画の策定)</p> <p>○市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、横須賀市男女共同参画・多様な性に関する審議会に諮問しなければならないこととします。</p>

⑫男女平等専門委員について（第10条関係）

・専門委員の名称については、今回の主な改正理由である、多様な性の尊重に関する事項についても申出理由となることを明確に示すため、改めることとします。

現行条例	骨子案
<p>(男女平等専門委員)</p> <p>第10条 男女共同参画の推進に当たり公正かつ中立的な立場で迅速な問題解決に資するため、本市に、男女平等専門委員(以下「委員」という。)を置き、定数を3人とする。</p> <p>2、3、4 (略)</p>	<p>(男女共同参画・多様な性に関する専門委員)</p> <p>○男女共同参画の推進に当たり公正かつ中立的な立場で迅速な問題解決に資するため、男女共同参画・多様な性に関する専門委員を置き、定数を3人とします。</p>

⑬委員の職務等について（第11条関係）

・「事業者」については、形態が多様化している現在の社会状況に照らし合わせ、対象が営利企業に限らず、非営利活動法人（NPO）なども含まれることを明確にするため、「事業者等」とする。

現行条例	骨子案
<p>(委員の職務等)</p> <p>第11条 1、2 (略)</p> <p>3 <u>市、市民及び事業者</u>は、委員の職務遂行について積極的に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(委員の職務等)</p> <p>○市、市民、事業者等は、委員の職務遂行について積極的に協力するよう努めなければならないこととします。</p>

⑭男女共同参画推進拠点の設置について（第14条関係）

・施設の設置目的について、今回の主な改正理由である多様な性の尊重に関する施策の推進が含まれることとします。

現行条例	骨子案
<p>(<u>男女共同参画推進拠点の設置</u>)</p> <p>第14条 市は、<u>男女共同参画</u>に関する施策の推進並びに<u>市、市民及び事業者</u>の協働の拠点となる施設(以下「推進施設」という。)を設置する。</p>	<p>(推進拠点の設置)</p> <p>○市は、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する施策の推進、そして市、市民、教育関係者及び事業者等の協働の拠点となる施設を設置します。</p>

⑮使用時間について（第18条関係）

・夜間の利用状況等を勘案し、平日の閉館時間を午後8時から午後6時に2時間短縮します。また、日曜日の開館時間について、午前10時から午前8時に変更し、平日同様の開館時間とすることで、わかりやすく統一します。

現行条例	骨子案
<p>(使用時間)</p> <p>第18条 推進施設の使用時間は、<u>午前9時から午後8時までとする。ただし、日曜日の使用時間は、午前10時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用時間)</p> <p>○推進施設の使用時間は、午前9時から午後6時までとします。</p>

⑩男女共同参画審議会について（第23条関係）

・審議会の名称について、今回の主な改正理由である多様な性の尊重についても審議会の審議対象となることを明確に示すため、改めます。

・第2項について、任期途中での退任等により、委員の構成割合を保つことが難しい状況等が想定されるため、改めることとします。

現行条例	骨子案
<p>（男女共同参画審議会）</p> <p>第23条 次に掲げる事項を担当するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>2 審議会は、公募市民、事業者及び学識経験者を含む15人以内をもって組織する。ただし、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。</p> <p>3、4 (略)</p>	<p>(男女共同参画・多様な性に関する審議会)</p> <p>○地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市男女共同参画・多様な性に関する審議会を設置することとします。</p> <p>○審議会は、公募市民、事業者等、学識経験者を含む15人以内をもって組織します。ただし、委員の構成については、性別等に偏りがないように配慮しなければならないこととします。</p>

⑪附則について

・推進施設の使用時間を定めている条数については、附則を置き、一定の周知期間（3箇月間）を設けることとします。

2 今後のスケジュール（予定）

平成30年10月 パブリック・コメントの実施（10月22日～11月12日）

平成31年1月 横須賀市男女共同参画審議会からの答申

平成31年4月 条例改正施行

参照 骨子案を反映させた場合の横須賀市男女共同参画推進条例改正素案（審議会案）イメージ

○横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例

（前文）

性別、性的指向、性自認等にかかわらず、すべての人が生きる喜びと責任を分かち合い、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場で共に活躍することができる社会、及び子育てや介護等が人びとの多様な価値観と生き方の中で享受、分担され、それを支える制度的な環境が整えられている平和な社会の実現は、成熟した豊かな21世紀の社会を創るための最重要課題といえます。

本市では、横須賀市基本計画の中に男女共同参画の形成を位置づけ、性別格差の解消や対等な参画機会の確保に向け多くの取組みを続けてきました。

しかし、いまなお性別によって役割を分ける慣行や意識、それを助長する制度は残存し続け、実質的な男女の平等を阻んでいる現実があります。さらに、近年では、「性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見の解消」に向けた取組みを求める声が強まっています。それは性別を男女軸だけで考えることを当然視してきた社会に対する、生き難さを抱えてきた当事者たちからの切実な要求です。

横須賀市を構成する、市、市民、教育関係者及び事業者等は、このことの意味と課題の重要性を深く認識し、協働して、あらゆる手立てを講じ、その解決・実現に向けた努力をしていくことが問われています。

横須賀市は、上記の男女共同参画推進に託された現代的課題の重要性に鑑み、「性別等による偏りのない社会」「誰もが活躍できる社会」「誰も孤立させない社会」の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念、責務、市が実施する施策の基本的な事項等を定め、市、市民、教育関係者及び事業者等が協働し、男女共同参画の着実な推進を図り、もって、全ての人々が性別、性的指向、性自認等にかかわらず個人として尊重され、家庭・地域・学校・職業生活など社会のあらゆる分野における活動において、主体的に行動できる社会を形成することに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 全ての人、性別、性的指向、性自認等にかかわらず個人として尊重され、家庭・地域・学校・職業生活など社会のあらゆる分野における活動において、対等に参画し、その個性及び能力を發揮することをいう。
- (2) 性別 生物学的な性別（雄雌の区分・セックス）及びそれに対する「社会的文化的に形成された性別（ジェンダー）」を示す概念をいう。
- (3) 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の、人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。
- (4) 性自認 自分が女性または男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。
- (5) 性別等 性別、性的指向、性自認等をいう。
- (6) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、その他あらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (7) 事業者等 営利・非営利にかかわらず本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体をいう。
- (8) 協働 市、市民、教育関係者及び事業者等が、共通の目標を達成するために、継続的で対等な協力関係を形成し、それぞれが単独で行うよりもよい効果をあげるように、能力、情報等を提供し合うことをいう。
- (9) 暴力 性別等に基づく暴力行為のことで、身体に対する直接的な暴力、及び身体的、精神的、経済的、性的虐待やネグレクト等心身に有害な影響を及ぼす行為のことをいう。性別等に基づく暴力行為の現れとして、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等が挙げられる。

ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあつた者の間で起こる暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為のことをいう。

セクシュアル・ハラスメントとは、相手が望まない性的な言動により、相手に不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、教育関係者及び事業者等は、次の各号に掲げる事項を実現するために、協働して男女共同参画を推進するものとする。

- (1) 全ての人、性別等にかかわらず個人として尊重され、いかなる場合においても暴力及び不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方が選択できること。
- (2) 全ての人、性別等にかかわらず社会の構成員として、市の施策及び社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

- (3) 全ての人、性別による固定的な役割分担を助長するような制度及び慣行をなくすように努力すること。
- (4) 全ての人、互いに協力し、社会の支援のもとに、家庭・地域・学校・職業生活など社会のあらゆる分野における活動において、調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。
- (6) 全ての人、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を市の主要な施策として、総合的に実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画を推進するための情報を積極的に提供しなければならない。この場合において、個人に関する情報の取扱いに関しては、横須賀市個人情報保護条例(平成5年横須賀市条例第4号)に基づき、必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、教育関係者及び事業者等と協働するとともに、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めなければならない。
- 4 市は、自らが率先し、男女共同参画の実態把握と検証に努め、男女共同参画を推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら男女共同参画について学び、生活の中で意識及び行動を見直すよう努めなければならない。

- 2 市民は、男女共同参画の推進に関する施策に係る市の意思決定過程に参画し、その推進の担い手として、市、教育関係者及び事業者等と協働するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、教育を行うよう努めるものとする。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、就労者(就労希望者を含む)に対し、戸籍上の性別にとらわれない評価・採用を含む性別等による差別的な取扱いをすることなく、全ての人、能力を発揮するための機

会を確保し、その成果に対し適正な処遇を与えるよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、就労者が個々の能力を十分発揮できるよう、子育て、介護等の家庭生活及び地域生活並びに仕事を両立できる環境整備に努めなければならない。
- 3 事業者等は、基本理念を踏まえ、就労者に対する教育に努めるとともに、その事業活動及び事業運営において、男女共同参画の推進に向けた必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 事業者等は、男女共同参画推進の取組状況について、市の求めに応じ、報告するものとする。

(性別等による人権侵害の禁止)

第8条 全ての人は、いかなる場合においても、性別等による差別的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。

(基本的施策)

第9条 市は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 全ての人が相互に協力し、家庭・地域・学校・職業生活など社会のあらゆる分野において、活動の調和がとれるよう必要な支援に努めること。
- (2) 暴力による被害者を救済し、その自立を支援するため、相談を受け、情報提供を行い、関係機関との連携に努めるとともに、暴力を防止するため福祉関係者、医療関係者等の体制づくりに寄与すること。
- (3) 学校教育、社会教育等のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の推進が図られるよう努めること。
- (4) 横須賀市市民協働推進条例(平成13年横須賀市条例第3号)に基づき、男女共同参画を推進する活動を行う市民公益活動団体を支援し、及び育成すること。
- (5) 市民、教育関係者及び事業者等に対し、男女共同参画の推進を阻害する、性別による固定的な役割分担を助長し、及び暴力を容認する表現を用いないよう理解及び協力を求めていくこと。
- (6) 社会のあらゆる分野に参画する機会及び能力の発揮を促す学習機会の提供等を通じ、男女間の格差をなくすよう努めること。
- (7) 市は、自ら率先して男女共同参画を推進し、及びその取組経過を公表することで、事業者等のモデルとなるよう努めること。
- (8) 市は、性別による固定的な役割分担の意識があると認める場合は又は性別等を起因とする理由により参画する機会が妨げられていると認める場合にあつては、積極的改善措置を講ずるよう努めること。

(基本計画の策定)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、第24条第1項に規定する横須賀市男女共同参画・多様な性に関する審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 市長は、策定し、又は変更した基本計画の進捗よく状況を管理するとともに、進捗よく状況の内容を分析し、それらの結果を毎年1回以上公表するものとする。

(男女共同参画・多様な性に関する専門委員)

第11条 男女共同参画の推進に当たり公正かつ中立的な立場で迅速な問題解決に資するため、本市に、男女共同参画・多様な性に関する専門委員(以下「委員」という。)を置き、定数を3人とする。

- 2 次に掲げる者は、委員に対し、書面により苦情、相談等を申し出ることができる。
 - (1) 市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について不服がある者
 - (2) 市内で男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害された者又は侵害されるおそれのある者
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 市長は、優れた識見を有する者のうちから委員を選任する。

(委員の職務等)

第12条 委員は、関係者の同意を得て、前条第2項の苦情、相談等に基づき、必要に応じその内容を調査し、是正等の措置を講ずるよう関係者に要請し、又は関係機関へ引き継ぐことができる。

- 2 市長は、必要と認めるときは、委員の職務の遂行を補助する者を置くことができる。
- 3 市、市民及び事業者等は、委員の職務遂行について積極的に協力するよう努めなければならない。

(委員の報告等)

第13条 委員は、第11条第2項の申出の処理状況等に関し報告書を作成し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、毎年1回以上前項の報告に関する概要を公表するものとする。

(委員の責務)

第14条 委員は、職務上知り得た個人に関する情報の取扱いに関しては、横須賀市個人情報保護条例に基づき、必要な措置を講じなければならない。

2 委員は、公平かつ誠実に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進拠点の設置)

第15条 市は、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する施策の推進並びに市、市民、教育関係者及び事業者等の協働の拠点となる施設(以下「推進施設」という。)を設置する。

(推進施設の位置及び名称)

第16条 推進施設の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市本町2丁目1番地

名称 デュオよこすか

(館長等)

第17条 推進施設に次の職員を置く。

(1) 館長

(2) その他必要な職員

(休館日)

第18条 推進施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館日を変更し、又は設けることができる。この場合において、その都度推進施設前にその旨を掲示するものとする。

(使用時間)

第19条 推進施設の使用時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。

(使用許可)

第20条 推進施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 推進施設の建物又は附属設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の使用許可について条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第21条 市長は、推進施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命じなければならない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前条第1項ただし書に規定する理由が発生したとき。

(原状回復の義務)

第22条 使用者は、推進施設の使用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、市長において原状に復さないことを承認したときは、この限りでない。

(行為の禁止)

第23条 推進施設においては、特別の設備、装飾、物品の販売、寄付金の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(男女共同参画・多様な性に関する審議会)

第24条 次に掲げる事項を担任するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市男女共同参画・多様な性に関する審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 男女共同参画の推進及び進ちょくに関することについて、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、及び答申すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び審議を行い、市長等の執行機関に意見を述べること。

2 審議会は、公募市民、事業者及び学識経験者を含む15人以内をもって組織する。ただし、委員の構成については、性別等に偏りがないように配慮しなければならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(その他の事項)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、平成31年7月1日から施行する。